

高齢者虐待防止マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、訪問看護の現場において高齢者虐待を未然に防止するとともに、虐待または虐待が疑われる状況を早期に発見し、利用者の安全を確保したうえで、迅速かつ適切に対応するための基本的な手順を定めるものである。

職員は、「虐待かどうか分からない」という段階であっても、一人で判断したり抱え込んだりせず、速やかに相談・報告する。

2. 高齢者虐待の種類

① 身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、無理に押さえつける、必要性のない身体拘束等、高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある行為。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

必要な食事・水分・清潔保持・医療・介護を受けさせない、長時間放置する、劣悪な生活環境を放置する等の行為。

③ 心理的虐待

怒鳴る、侮辱する、脅す、無視する、子ども扱いするなど、本人の尊厳を傷つけ、著しい心理的外傷を与える言動。

④ 性的虐待

本人の同意のない性的な行為や接触、わいせつな行為を行う、または行わせること。

⑤ 経済的虐待

本人の年金、預貯金、財産等を本人の意思に反して使用・処分する、必要な金銭を渡さない等の行為。

虐待かどうか判断に迷う場合も、「虐待の疑い」として相談・報告し、職員一人で抱え込まない。

3. 訪問時の観察ポイント

訪問時には、次のような状況に注意する。

- ・不自然な外傷、あざ、やけど等がある
- ・説明のつかない傷を繰り返している
- ・極端な体重減少や脱水がみられる
- ・身体、衣類、寝具、居室等が著しく不衛生である
- ・必要な医療や介護が受けられていない
- ・必要な薬が使用されていない

- ・本人が家族や介護者に強く怯えている
- ・家族等の前では本人が自由に話せない
- ・本人から「叩かれた」「怖い」「お金を取られた」等の発言がある
- ・金銭管理に不自然な状況がある
- ・養護者に強い疲労、介護負担、孤立等がみられる

単一の所見だけで虐待と断定せず、本人の状態、生活状況および経過等を含めて確認する。

4. 虐待が疑われた場合の対応

① 利用者の安全を確認する

利用者の生命および身体の安全を最優先する。緊急性が高い場合は、救急要請や警察への連絡等を含め必要な対応を行う。

② 管理者等へ報告する

虐待または虐待が疑われる状況を発見した職員は、速やかに管理者または虐待防止担当者へ報告する。

③ 客観的に記録する

日時、場所、本人の状態、身体所見、本人や家族等の発言、職員が確認した事実等を具体的に記録する。

推測と事実を分けて記録する。

④ 市町村等へ相談・通報する

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、関係法令に基づき市町村等への相談・通報につなげる。

虐待の確証が得られるまで事業所内だけで調査を続け、相談・通報を遅らせない。

⑤ 関係機関と連携する

必要に応じて、市町村、地域包括支援センター、主治医、介護支援専門員、その他の医療・介護関係者等と連携する。

5. 本人から相談された場合

本人の話を否定せず、落ち着いて聞く。

無理に詳しい内容を聞き出したり、誘導するような質問をしたりしない。

本人の発言や表情、身体状況等を客観的に記録し、速やかに管理者または虐待防止担当者へ報告する。

職員が単独で家族等へ確認するなどの対応をせず、組織として対応する。

6. 養護者への対応

虐待の背景には、介護疲れ、認知症症状への対応困難、経済的問題、家族関係、社会的孤立等が存在する場合がある。

養護者を一方的に責めるのではなく、利用者の安全確保を最優先としたうえで、必要に応じて養護者への支援についても関係機関と連携する。

7. 職員による虐待・不適切なケアが疑われる場合

利用者の安全を確保し、速やかに管理者または虐待防止担当者へ報告する。

事実関係を組織的に確認し、必要な相談・通報等を行う。

隠蔽、記録の改ざん、事実と異なる報告、口裏合わせ等を行ってはならない。

必要に応じて、当該職員を利用者への対応から外すなど、安全確保のための措置を講じる。

8. 身体拘束について

身体拘束は利用者の尊厳や心身の状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

本人の安全を理由として安易に身体拘束を行わず、関係法令・基準および事業所の方針に従い、可能な限り代替方法を検討する。

9. 記録の取り扱い

虐待に関する記録は、事実と推測を明確に区別し、可能な限り具体的・客観的に記載する。

虐待に関する情報には慎重な取り扱いを要する個人情報が含まれるため、事業所の個人情報保護に関する規程等に従い適切に管理する。

10. 再発防止

虐待または不適切なケアが発生した場合は、虐待防止検討委員会等において原因や背景を分析する。

人員体制、業務負担、情報共有、職員教育、職場環境等についても確認し、具体的な再発防止策を講じる。

実施した対策について効果を評価し、必要に応じて見直す。

11. 職員教育

虐待防止に関する研修を年1回以上実施するとともに、新規採用時にも実施する。

研修では、高齢者虐待の種類、早期発見、相談・通報、権利擁護、身体拘束、不適切なケア、事例検討等を取り扱う。

研修の実施日、内容および参加者等を記録する。

12. 虐待発見時の基本的な流れ

虐待または虐待の疑いを発見

↓

利用者の安全確認・緊急性の判断

↓

管理者または虐待防止担当者へ報告

↓

事実・状況を客観的に記録

↓

市町村等への相談・通報

↓

関係機関との連携

↓

利用者の継続的な安全確認・支援

↓

原因分析・再発防止策の実施・評価

事業所名 : あるふぁ訪問看護ST

制定日 : 令和6年4月1日